

Nikaho's Infomation

くらしの 掲示板

年末の交通安全運動

～冬道の事故防止～

期間 12月11日(日)～20日(火)

【運動の重点】

- ① 飲酒運転の根絶
- ② 子どもと高齢者の交通事故防止
- ③ 冬道の安全運転の推進
- ④ 全座席シートベルト着用とチャイルドシートの正しい着用

『車から見える歩行者』になりましょう。歩行者が車に気付いていても、ドライバークからは見えない時が多いものです。



生活環境課
☎32-3033

◎夜間の外出は反射材の着用を習慣に！
◎遠回りでも歩道、横断歩道の通行を徹底！特に除雪後の雪道の車道歩行は大変危険です。

市内の交通事故発生状況

平成23年

	11月中	累計
人身事故	0件	43件
死者数	0人	1人
負傷者数	0人	67人
物損事故	22件	371件

12月1日～30日は『飲酒運転追放強調月間』
車は凶器！自制する気持ちをもちましょう。「ちょっとぐらい」が人生を変えてしまいますよ。

福祉・保健・健康

障害のある方を一時的にお預かりします

障害のある方（児童を含む）の活動の場を確保し、家族の就労や介護の負担を軽減する日中一時支援事業です。利用日、時間、料金などは問い合わせください。
対象 障害のある方（身体・知的・精神・発達）

事業所 さんたらっぷ、金浦療養園、社会福祉協議会（スマイル）

※市社協（スマイル）は平成24年1月5日から事業開始。

※由利本荘市の3事業所でも受け入れ可。
申込・問合せ 福祉事務所

☎32・3034

戦没者遺族相談員 戦傷病者相談員

厚生労働大臣が委嘱した相談員が、援護に必要な指導等を行っています。お気軽にご相談ください。

◎戦没者遺族相談員

戦没者遺族への恩給、援護年金、特別弔慰金、各種特別給付金などに関する相談・指導業務をしています。
相談員 村上勝平さん（関）

☎43・2424

◎戦傷病者相談員

戦傷病者が各種援護措置を受けるための相談・指導業務をしています。
相談員 阿部勇さん（由利本荘市）

☎22・2970

佐々木孝さん（由利本荘市）

☎22・6533

問合せ 福祉事務所

☎32・3034

緊急時の連絡事項を記入「安心・安全ボード」差し上げます

緊急時の連絡先、かかりつけ医、氏名、生年月日、その他を記入できます。マグネット式で冷蔵庫などに貼れます。（伊藤新聞店からの無償提供品）
対象者 75歳以上のひとり暮らし世帯

◎酒席には車で行かない！
◎帰りの手段を行く前に確保！運転代行など帰りの運転者を準備しましょう。

セーフティーロードにかほ
～時間・車間距離・心に余裕の運転を！～
雪道では余裕を持った運転で事故を防ぎましょう。
えがたなや、無事故みやげに 家さ着いで

（平成23年度高齢者の交通安全『あきた弁川柳』優秀賞作品）

詐欺・悪質な商法に注意！

「市役所の者ですが…」

「安愚楽牧場の…」

「新通貨や未公開株…」

「医療費の還付金があります」「1時間以内に手続きを」などと市役所や県庁の職員をかたつてキャッシュカードを預かったり、ATM操作を指示する詐欺被害が増えています。公的機関ではカードを預かったり振り込み操作を指示することはありません。「銀行以外のATMを利用するように」という指示も要注意！

生活・環境

防災無線の定時放送がミュージックチャイムへ

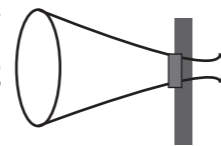
現在のチャイム音（鐘の音）を、12月22日からミュージックチャイムへ変更します。
防災無線の定時放送は、災害発生時にも確実に吹鳴させるための動作確認と、子どもたちの帰宅時間の目安にするために実施しているものです。

◎夕：午後5時※（夕焼け小焼け）

※冬季休業中（1月15日まで）は午後4時。

問合せ 総務課防災危機管理センター ☎43・7504

聞こえない時は故障の場合もあるので、お知らせください。
定時ミュージックチャイム
◎朝：午前7時（市民歌）
◎昼：正午（ウエストミンスターの鐘）



市営住宅入居者募集

被災者受け入れのため、募集を控えていましたが、一部を除き再開しています。

◎募集住宅…全4戸

- 市営住宅松ヶ丘（象潟：鉄筋3階）3戸
H 5年築…2LDK 2階1戸
H 7年築…2LDK 1階1戸
H 14年築…2LDK 3階1戸
- 特定住宅下山（象潟：木造平屋建て）1戸
H 9年築…3LDK 1戸

◎入居の資格

- ・現に住宅に困窮していること
- ・月の収入が基準以内であること
- ・同居しているか、同居予定の親族があること

◎家賃 世帯内の収入・人数によって変動。
21,500円～55,000円

【募集期間】 12月15日(木)～1月4日(水)

【申込・問合せ先】

- 金浦庁舎／管理課公営住宅班 ☎38-4307
- 仁賀保庁舎／市民サービスセンター ☎32-3030
- 象潟庁舎／市民サービスセンター ☎43-7502

※申請書に必要書類（申請者・同居人の所得・納税証明書、世帯の住民票謄本）を添付。書類審査後、抽選の場合有り



遊漁者（ハタハタ釣り）の皆さんへ

事故にご注意！ 毎年のように釣り中の事故が発生しています。立ち入り禁止の防波堤や護岸の上は特に危険です。

ルールを守りましょう 遊漁者に認められるのは、「エサ釣り」、「サビキ釣り」、「手づかみ」だけです。カゴやタモ網、「ひっかけ釣り」、ブリコの採捕は禁止されています。路上駐車やごみを捨てなど、マナー違反の行為もやめてください。